令第七条第一号に掲げる物件						令第七条第二号に掲げる工作物	令第七条第三号に掲げる施設	令第七条第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料	令第七条第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設		
旗ざお		幕（令第七条第四号に掲げる施工事用に設けるものを除く。）		アーチ						トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地を除く。）に設けるもの	上空に設けるもの
祭礼、催しその他一時的に設けるものの縁日にその	そのものの他	祭礼、催しその他一時的に設けるものの縁日にその	そのものの他	車道を横断するもの	その他のもの						
一本につき一日	一本につき一月	一基につき一月				占用面積一平方メートルにつき一年		占用面積一平方メートルにつき一月			
一九	一、九〇〇	一九、〇〇〇	一、九〇〇	一九	一、九〇〇	三、八〇〇	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	一、九〇〇	Aに〇・〇一三を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	
三八	三八〇	三、八〇〇	三八〇	三八	三八〇	一、九〇〇		三八〇	Aに〇・〇一五を乗じて得た額		
一七	一七〇	一、七〇〇	一七〇	一七	一七〇	七九〇		一七〇	Aに〇・〇一七を乗じて得た額		
一〇	九六	九六〇	九六	一〇	九六	六三〇		九六	Aに〇・〇一九を乗じて得た額		
七	六七	六七〇	六七	七	六七	五四〇		六七	Aに〇・〇二四を乗じて得た額		

令第七条第八号に掲げる施設				令第七条第九号に掲げる施設		令第七条第十号に掲げる自動車駐車場		令第七条第十一号に掲げる応急仮設建築物		令第七条第十二号に掲げる器具	令第七条第十三号に掲げる施設		
地下トンネル（地のものを除く。）をに設けるもの			その他のもの	建築物	その他のもの	建築物	その他のもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	その他のもの		トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	上空に設けるもの	その他のもの
階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三以上のもの											
占用面積一平方メートルにつき一年													
Aに〇・〇〇五を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇一三を乗じて得た額	Aに〇・〇〇九を乗じて得た額	Aに〇・〇一二を乗じて得た額	Aに〇・〇〇九を乗じて得た額	Aに〇・〇一三を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇一三を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額
				Aに〇・〇一五を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇一五を乗じて得た額	Aに〇・〇一二を乗じて得た額	Aに〇・〇一五を乗じて得た額			Aに〇・〇一五を乗じて得た額		
				Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇一二を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額			Aに〇・〇一七を乗じて得た額		
				Aに〇・〇一九を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一九を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇一九を乗じて得た額			Aに〇・〇一九を乗じて得た額		
				Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額			Aに〇・〇二四を乗じて得た額		

別表の備考第八号中「一平方メートル若しくは一メートル」を「〇・〇一平方メートル若しくは〇・〇一メートル」に、「一平方メートル又は一メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。